

## やまなしの森づくり・CO<sub>2</sub> 吸收認証制度(仮称)について

### 第1 趣旨

この要領は、山梨県が県内で森づくりに参加する企業、団体を対象に、森づくり活動の評価により企業、団体の森づくりへの参加を促進するとともに、より多くの県民が森づくり活動の効果に関心を持つ契機とするために実施する CO<sub>2</sub> 吸收量の認証について必要な事項を定める。

### 第2 認証対象者

CO<sub>2</sub> 吸收認証の対象者は、森林所有者と森林整備協定等(以下「協定」という。)を締結し、県内で森づくり活動を行う企業、団体(以下「対象者」という。)とする。

### 第3 認証対象事業

CO<sub>2</sub> 吸收認証の対象となる事業は、協定に基づき実施する植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐等(以下「対象事業」という。)とする。

ただし、対象者の財産形成に資する活動や、必要な対価を得て実施する活動を除くものとする。

### 第4 認証対象森林及び面積

CO<sub>2</sub> 吸收認証の対象とする森林は、対象者による森づくり活動が行われている森林(以下「対象森林」という。)とし、認証対象面積は、当該年度に対象事業を行った面積(以下「対象面積」という。)とする。

### 第5 認証の期間

CO<sub>2</sub> 吸收認証は、1年間の吸收量について行う。

### 第6 CO<sub>2</sub> 吸收認証評価委員会

県は、この制度による CO<sub>2</sub> 吸收認証量の客観性及び信頼性を確保するため、有識者等による CO<sub>2</sub> 吸收認証評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

### 第7 認証の手続き等

- (1)認証を受けようとする企業、団体は、対象事業を実施する年度毎に、対象事業を実施する1ヶ月前までに、県に対して CO<sub>2</sub> 吸収認証の申請(別紙様式1)を行う。
- (2)県は、認証申請の内容を確認するとともに、対象森林、対象面積について現地での確認を行う。
- (3)認証の申請を行った企業、団体は対象事業終了後、県に実績報告(別紙様式2)を提出する。
- (4)県は、実績報告の内容を確認するとともに、対象森林、対象面積について現地での確認を行った後、CO<sub>2</sub> 吸収量を算出し、第6に基づく評価委員会に認証の協議を行う。
- (5)評価委員会は、県が算定した CO<sub>2</sub> 吸収量について、実績報告書及び現地調査の結果等により審査し、県に認証の可否及び認証する CO<sub>2</sub> 吸収量を報告する。
- (6)県は、評価委員会からの報告を受け、証書を交付する。

## 第8 CO<sub>2</sub> 吸収量の算定

対象森林における単位面積当たりの1年分の CO<sub>2</sub> 吸収量は、次のとおりとする。

CO<sub>2</sub> 吸収量(t-CO<sub>2</sub>/年・ha) = 1ha 当たり年生長量※<sup>1</sup> × 樹種別容積密度※<sup>2</sup> × 樹種別バイオマス拡大係数※<sup>3</sup> × 樹種別地上部・地下部比率※<sup>4</sup> × 炭素含有率※<sup>5</sup> × 二酸化炭素換算係数※<sup>6</sup>

※<sup>1</sup> 1ha 当たり年生長量:林野庁「森林資源現況調査」2002.3.31

※<sup>2</sup> 樹種別容積密度:材積に対する乾重量の比。国立環境研究所「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」(2007)

※<sup>3</sup> 樹種別バイオマス拡大係数:幹材積を枝葉を含めた全体材積に拡大するための係数。「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」(2007)

※<sup>4</sup> 樹種別地上部・地下部比率:樹種別の地上部に対する地下部の比率。「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」(2007)

※<sup>5</sup> 炭素含有率:0.5

※<sup>6</sup> 二酸化炭素換算係数:炭素から二酸化炭素の重さへの変換係数=44/12

## 第9 証書の交付

- (1)証書の様式は別途定める。
- (2)証書の記載内容は、対象者、対象森林(森林の名称)、対象事業、対象面積、対象事業実施期間、CO<sub>2</sub> 吸収量とする。
- (3)県は、対象者に証書を交付したときは、対象者が協定等を締結した関係者に、その

内容を通知する。

(4) 県は、交付した証書について、交付台帳(別紙様式3)を作成して保管するものとする。

(5) 対象者は、交付された証書を第3者に販売又は譲渡することはできない。

(6) 証書の発行手数料は無料とする。

## 第 10 広告・宣伝への利用

対象者は、証書の内容を広く広報宣伝活動に利用することができる。

なお、証書は「やまなしの森づくり・CO<sub>2</sub> 吸收認証制度」として独自に企業、団体の森づくり活動による CO<sub>2</sub> 吸收量を認証したものであるため、他の制度、計画等との関連はないことに留意すること。

ただし、他の制度、計画等が、この制度の認証を活用することを妨げるものではない。

## 第 11 その他

この要領に定めのないものについては、別途、知事が定める。

## 森づくり活動の評価による「企業の森」の推進について

■企業のCSR活動としての森づくりへの関心の高まりを背景に、県内では29箇所の企業、団体の森が設定されている。

■県では、H18に企業の森推進事業、H19からは「やまなし森づくりコミッション」の設立、活動支援等により企業の森を推進している。(H18以降に設置された企業の森=16箇所)

■企業の支援により森林を整備することで、  
・森林所有者=資金、人手不足により手入れができない森林の整備  
・県、市町村=地球温暖化防止、水源かん養、国土保全等、森林のもつ公益的機能の確保  
・地域=森林組合等への作業委託による就労の場の確保や、企業との交流による地域活性化  
・企業=企業イメージのアップ、広告宣伝、社員の環境教育、研修の場として活用など、それぞれにメリットがあることから、本県独自の評価・認証制度を検討した。

### 「やまなしの森づくり・CO<sub>2</sub>吸収認証制度」の概要

#### 趣旨

県内で森づくり活動を行う企業、団体の森づくり活動によるCO<sub>2</sub>吸収量を認証することにより、

■企業、団体の森づくりへの参加を促進する。  
■より多くの県民が森づくり活動の効果に关心を持つ契機とする。

#### 認証対象者

■認証対象者は、森林所有者と森林整備協定等を締結し県内で森づくり活動を行う企業、団体

#### 認証対象事業

■認証対象となる事業は、協定に基づき実施する植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐等  
(※対象者の財産形成に資する活動や、必要な対価を得て実施する活動を除く。)

#### 認証対象面積

■認証対象森林は、対象者による森づくり活動が行われている森林  
■対象面積は、当該年度に対象事業を行った面積

#### 認証の期間

■認証は1年間の吸収量について行う。

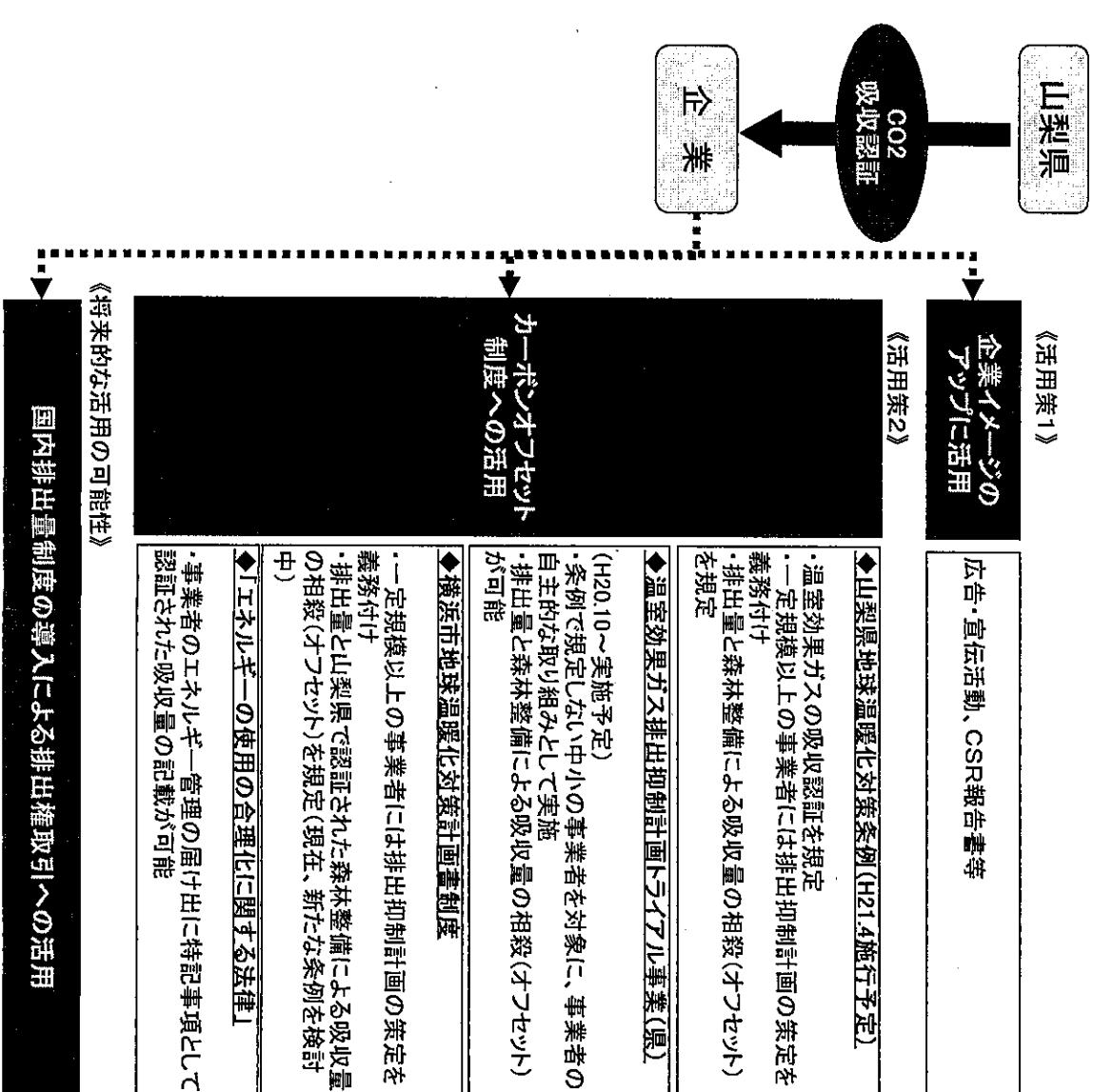
#### CO<sub>2</sub>吸収認証評議会

■認証の客観性及び信頼性を確保するため、有識者等によるCO<sub>2</sub>吸収認証評議会を設置

#### 認証の手続き等

企業、団体と森林所有者が森林整備協定を締結  
企業、団体から県に申請内容及び現地の確認の申請  
県による森林整備の実施  
活動終了後、企業、団体は実績報告書を提出  
評議会による実績報告の確認と現地調査、CO<sub>2</sub>吸収量の算定  
県からCO<sub>2</sub>吸収証書交付

#### ※ 認証の活用について



**CO<sub>2</sub>吸収量の算定**  
 単位面積当たりの1年分のCO<sub>2</sub>吸収量は以下のとおり。(森林の生長量から算出)  

$$\text{CO}_2\text{吸収量(t-CO}_2/\text{年}\cdot\text{ha}) = \text{1ha当たり年生長量} \times \text{樹種別容積密度} \times \text{樹種別バイオマス拡大系} \times \text{樹種別地上部・地下部比率} \times \text{炭素含有率} \times \text{二酸化炭素換算係数}$$

**証書の交付**  
 ■証書には、対象者、対象森林、対象事業、対象面積、実施期間、CO<sub>2</sub>吸収量を記載  
 ■交付された証書を第3者に販売又は譲渡することはできない。  
 ■証書の発行手数料は無料

**広告・宣伝への利用**  
 ■証書の内容は広報宣伝活動に利用することが可能  
 ■なお、認証したCO<sub>2</sub>吸収量は他の制度、計画等との関連はないことに留意  
 ■ただし、他の制度、計画等が、この制度の認証を活用することは可能※

**《将来的な活用の可能性》**

**国内排出量制度の導入による排出権取引への活用**